

マイナンバーカードと保険証一体化 ～ 保険証交付存続を求める運動

政府は2024年秋に保険証をマイナンバーカードと一体化し、保険証交付を廃止する方針です。全建総連の加盟組合を母体とする22建設国保は、仲間の命と健康を守るとともに、病気やケガで長期療養をやむなくした際、安心して暮らせる制度として運営を進め、特定健診・特定保健指導や建設産業特有の呼吸器系疾患対策と職業病認定を進めるなど、母体組合と協力し、保険者機能を発揮してきました。対面による保険証交付会は、仲間とのつながり、帰属意識を高め、建設国保の保険者機能の発揮、母体組合の組織機能の強化につながっています。

政府が説明する一体化のメリット

- 自分の特定健診や薬剤情報をマイナポータルから閲覧できる
- 過去の特定健診や薬剤情報を医師と共有でき、適切な処方が受けられる
- 医療費控除申請が簡単にできる

私たちの主張

- 保険証交付会がなくなると、仲間と顔を合わせる機会が失われ、帰属意識が希薄となり、建設国保の保険者機能、組合の組織機能の低下を招く
- 保険証がなくなると自分がどこの保険者に加入しているのかわからなくなり、国保組合への諸手続きを忘れてしまい、受診に際して混乱が生じる
- 保険証廃止に伴う実務負担、システム改修等の財政負担を強いられ、保険料引上につながる

保険証廃止は建設国保・母体組合の機能を損ねる組織的な問題

保険証交付の存続を求める運動

- 厚生労働省保険局長への「60万人要請署名」
- 毎年の予算要求行動と連動した「地元国会議員要請」
- 関係省庁への働きかけ

国保組合の補助金確保に向けた予算要求の取り組み

国保組合の財政は、補助金と保険料でまかなわれています。補助金の確保が思うようにならないと保険料に直接影響することになります。そこで、私たちは毎年、国保組合の補助金確保に向けて、財務省・厚労省へのハガキ要請行動、地元国会議員要請行動に組織を挙げて取り組んでいます。

ハガキ要請と地元国会議員要請は補助金確保の大きな力

7月	8月	9月	10月	11月	12月
ハガキ要請集中投函				ハガキ要請集中投函	
地元国会議員要請			地元国会議員要請		
●予算要求・行動	●厚労省予算概要要求		●予算要求集会・行動	●政府予算案	●中央闘争

全国建設労働組合総連合(全建総連)

東京都新宿区高田馬場2-7-15
TEL03-3200-6221 FAX03-3209-0538
URL <https://www.zenkensoren.org/>

取扱組合

「建設国保を守り育てるため」 仲間の一人ひとりが協力しよう!

建設国保は建設従事者の仕事と暮らしの実態に即した医療保険です

命の綱 私たちにとって一番の不安は、病気やケガで倒れてしまうことです。屋外労働など厳しい就労環境で働く建設従事者に合わせた保健事業を展開する建設国保は、私たちの仕事と暮らしの実態に最も即した医療保険であり、まさに「命の綱」と言うべきものです。

早期発見・早期治療をめざした保健事業を展開

建設業は身体が資本です。病気にかかれば収入が減ります。粉じんなどが飛散する建設現場では「中皮腫」「肺ガン」「じん肺」などの職業病が多いのも実態です。私たちは、仲間の命と健康を守るため、早期発見・早期治療をめざし、国の推進する特定健診・特定保健指導の取り組みをはじめ、地域単位での健康づくり教室やガン検診の推進にも取り組んでいます。



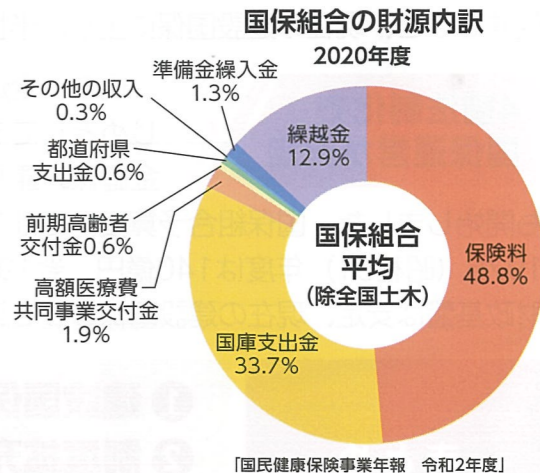
建設国保主催の健診事業

建設国保の安定運営に不可欠な補助金を確保しよう

補助金と保険料で運営 建設国保の財源は、協会けんぽなどの被用者保険のように、事業所からの保険料負担（原則折半）はなく、加入者本人の保険料と国からの補助金で成り立っています。そのため国からの補助金はとても重要で、全国の仲間が協力して財務省や厚労省へのハガキ要請や地元国会議員への要請を行い、補助金確保に向けた運動を展開する必要があります。

補助金の法的な位置づけが弱い国保組合 私たちが運営する建設国保の他に、他産業の従事者が運営する国保組合があり、全体で160の国保組合となります。(2023年3月現在)

市町村国保の補助制度については法律で「負担する」と義務づけられていますが、国保組合については「補助することができる」とされています。このように法律上、不安定な取り扱いとなっていることから、毎年、補助金確保の運動が必要となります。



建設国保は設立して半世紀、日雇健保の理念を受け継いでいます

日雇健保の獲得

「ケガと弁当は手前もち」と言われた建設労働者にとって、労災保険と健康保険の適用は戦前からの切実な願いでした。

私たちの先輩は1952（昭和27）年、他の労働者とともに「即時国庫補助による健康保険制度の実現」を掲げ健康保険適用獲得期成同盟を結成、翌1953（昭和28）年7月には署名活動をはじめ、国会や厚生省に足繁く通うなどの精力的な運動を展開、仲間の願い（要求）が運動を広げ、ついに同年7月に日雇健康保険法（以降、日雇健保）が成立しました。



しかし、成立時の日雇健保は、5人未満の零細な事業所で働く建設労働者には適用されない内容でした。そこで、12月には「組合を事業主とみなす擬制適用」を行政措置として実現させました。

日雇健保の制定は未組織の仲間にも影響を与え、沢山の仲間が新たに組合に加入するとともに、新しい組合が全国に誕生していきました。

運動で制度の拡充

日雇健保は、当時の社会保険と同様の10割給付でした。しかし、療養の給付期間は3カ月で打ち切り、傷病手当金もなく、入れ歯もできないという脆弱なものでした。

こうしたことから、私たちは補助制度等の増額を求める運動を開始、その結果、1953（昭和28）年はゼロだった国庫負担が徐々に拡大、1954（昭和29）年には医療給付に1割の国庫負担、1955（昭和30）年には療養給付期間が1年になり、分娩費や埋葬料が新設されるなど制度改善を勝ち取りました。

補助金を確保し、国保組合の運営を安定させよう

日雇健保から建設国保を設立

日雇健保の制度改善を求め中、政府が赤字を理由に制度を廃止する方針を示したことから、全建総連は廃止を阻止する運動を展開しました。



1970（昭和45）年、日雇健康保険法改正案を廃案に追い込みましたが、政府は私たちの仲間が加入できる擬制適用を廃止する措置を行いました。こうした報復行為に対し、世論を巻きこむ中で厚生省は日雇健康保険の給付を継続する国保組合の設立を認めました。これを受け、それぞれの地域の中で国保組合を設立し、10割給付や傷病手当金制度の維持を実現するなど、現在の建設国保に至り、半世紀を経過しています。

4割法制化で国保運営が安定

現在、全建総連の加盟組合を母体とする国保組合は、中央建設国保組合をはじめとして1970（昭和45）年8月に設立がされています。設立直後から補助金確保の運動を推進しており、現在まで取り組みを進めているハガキ要請行動も開始しました。国保組合予算獲得では1970（昭和45）年では1億円、1974（昭和49）年度では25億円、1976（昭和51）年度は140億円、翌1977（昭和52）年には国庫補助4割法制化を勝ち取り、建設国保の財政基盤は安定、現在の建設国保の礎を築きました。まさに仲間と共に守り育てた国保組合です。

まとめ

- ① 建設国保は、仲間の切実な要求で勝ち取った制度です
- ② 制度拡充に向け、一人ひとりの運動が欠かせません
- ③ 仲間の自覚を高め、組合の団結の力を強めましょう

政府が進める全世代型社会保障構築と建設国保「3つの危機」

政府は現在、医療・介護・年金制度の社会保障全般を見直す全世代型社会保障構築を進めています。建設国保に関わる課題では、2023年国保法等改正ではマイナンバー制度に関わる諸実務等の改正、2025年厚生年金法改正では被用者保険の適用拡大、2026年国保法等改正では国保組合補助制度の見直しが遡上にも予想されます。さらに、2024年秋に保険証をマイナンバーカードと一体化し、保険証を廃止する方針としており、**建設国保は「3つの危機」に直面することになります。**

全世代型社会保障構築と建設国保「3つの危機」

	2021	2022	2023	2024	2025	2026
社会保障全般	全世代型社会保障構築会議設置					
医療分野	●診療報酬・薬価改定	●後期高齢者一部窓口負担増実施 ●医療制度見直し法案議論	●診療報酬・薬価改定 ●見直し法案提出（第一次）	●後期高齢者負担構造見直し ●健保組合規模別報酬別負担の見直し ●介護報酬改定 ●第9期計画開始	●診療報酬・薬価改定 ●医療制度見直し法案議論 ●介護保険制度見直し法案議論	●見直し法案（二次） ●国保組合補助制度見直し等 ●見直し法案提出
介護分野		●介護保険制度見直し法案議論	●見直し法案提出			
年金分野		●年金部会見直し議論開始	●被用者保険の適用拡大（加入範囲の縮小） ●国民年金支払い期間延長 ●マクロ経済スライドのあり方	●財政検証	●見直し法案提出	
国保組合		●定期所得調査 ●マイナンバーカードと保険証の一体化（方針転換）	▽所得調査査定	★予算に反映	●定期所得調査 ●医療保険部会で議論 ○補助制度議論	▽所得調査査定
				●保険証廃止 ●第4期医療費適正計画実践		

建設国保の「3つの危機」

- 危機① 財政面** 国保組合補助制度の見直し
- 危機② 制度面** 被用者保険適用拡大による加入範囲の縮小
- 危機③ 組織機能** 保険証交付廃止による保険者機能、組織機能の低下

2023～2026年にかけて危機打開の運動

- 補助制度見直し ⇒ 毎年の予算要求行動と連動、補助制度拡充を求める政策要求運動の強化
- 被用者保険適用拡大 ⇒ 年金アンケートの実施（2024年）、年金局要請、院内集会の開催
- 保険証交付廃止 ⇒ 保険証交付存続を求める60万人要請署名、地元国会議員への要請、院内集会の開催